## 入 札 説 明 書

静岡県東部地区総合庁舎で使用する電気に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令 に定めるもののほか、この入札説明書等によるものとする。

- 1 公 告 日 令和6年12月20日
- 2 入札執行者 静岡県知事 鈴 木 康 友
- 3 担当部局 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経営管理部資産経営課

電話番号 054-221-2533

- 4 調達する産品等
  - (1) 入札番号 管 資 第3002号
  - (2) 調達する産品 令和7年度 静岡県東部地区総合庁舎で使用する電気
  - (3) 電気方式 交流 3 相 3 線方式
  - (4) 受電電圧 6,000ボルト
  - (5) 計量電圧 6,000ボルト
  - (6) 標準周波数 50ヘルツ
  - (7) 契約電力 別紙3のとおり
  - (8) 予備線 なし
  - (9) 契約期間 a. 需給開始日 令和7年4月1日 午前0時
    - b. 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
  - (10) 予定使用電力量 (令和7年4月から令和8年3月までの使用量見込み)

別紙3のとおり

- (11) 契約期間の電力消費計画 別紙1のとおりとする。 なお、力率は100%とする。
- (12) 過去4年の電力消費実績 別紙2のとおり
- 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者 (更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225 号)に基づき再生手続開始の申立てが成されている者(再生手続開始の決定を受けている 者を除く。)でないこと。
  - (3) 公告日までに電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
  - (4) 入札参加資格審査期日までに静岡県が発注する物品購入等に係る競争入札参加資格(営業種目68その他)を有している者であり、かつ、この入札参加資格確認通知を受けている者。
  - (5) 入札時に静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準(平成18年集用第

103号)に基づく入札参加停止期間中でないこと。

- (6) 特別高圧又は高圧の需要家への電気の供給実績があること。
- (7) 静岡県電力の調達に係る環境配慮方針(令和6年10月30日改正)第6条に基づく判定の結果、基準点数以上である旨の判定結果通知を受けた者であること。
- (8) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
  - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者 をいう。) が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を もって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料 の購入契約その他の契約を締結している者」
- 6 入札参加資格確認等
  - (1) 本入札に参加を希望する場合は、次により入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を作成のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた 者は、本入札に参加することができない。

- ア 提出期限 令和7年1月14日(火)午後5時まで
- イ 提出先 上記3に同じ
- ウ そ の 他 申請書及び資料は、各 1 部及び長 3 号封筒 (簡易書留料金を含む切手460 円貼付)を併せて申込先に持参又は郵送 (簡易書留に限る。) すること とし、電送によるものは受付しない。また、郵送の場合はア提出期限ま でに必着とする。
- (2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年1月21日(火)までに通知する。
- (3) 申請書は、別記様式1により作成すること。
- (4) 資料は次によるものとする。
  - ア 入札参加資格確認申請書(別記様式1)
  - イ 静岡県が発注する物品購入等に係る競争入札参加資格審査結果通知書(営業種目68 その他)の写し
  - ウ 小売電気事業者の登録を受けていることを証明する書類の写し(電気事業法第2条の 2の規定による。)

- エ 電気の供給実績及び供給可能量が確認できる書類(写し可)
- オ 静岡県電力の調達に係る環境配慮方針に基づく判定結果の写し
- (5) その他
  - ア 申請書及び資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。
  - イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無 断で使用しない。
  - ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
  - エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
  - オ 提出された申請書及び資料は、公表しない。
  - カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る。
- 7 入札資格がないと認めた者に対する理由の説明
  - (1) 入札資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
  - (2) (1)の説明を求める場合には、令和7年1月24日(金)までに書面(様式自由)を持参することにより提出しなければならない。
  - (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和7年1月29日(水)までに説明を求めた者に対して、書面により回答する。
  - (4) (2)の書面の提出先は、上記3に同じとする。
- 8 設計書、仕様書及び入札書の交付

設計書及び仕様書(以下「設計図書」という)及び入札書の交付を次のとおり行う。

- (1) 交付期間 令和6年12月20日(金)から令和7年1月14日(火)まで(閉庁日を除 く。)の午前9時30分から午後5時00分まで
- (2) 交付場所 上記3及び申請書類等ダウンロードサービス (静岡県公式ホームページ 電子行政サービス)
- (3) 交付方法 無料で直接配布する。

(郵送による配布を希望する者は返信用切手320円分を貼付した返信用 封筒(定形外A4サイズ)を上記3まで送付すること)

- 9 仕様書等に対する質問受付期間及び回答書縦覧期間等
  - (1) 質問受付期間 公告の日から令和7年1月10日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9 時30分から午後5時00分まで
  - (2) 回答書縦覧期間 令和7年1月16日(木)から令和7年1月20日(月)までの午前9時 30分から午後5時00分まで
  - (3) 回答書縦覧場所 上記3及び申請書類等ダウンロードサービス (静岡県公式ホームページ電子行政サービス)

## 10 入札

- (1) 入札執行日時 令和7年1月31日(金)午後4時00分
- (2) 入札執行場所 静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁本館 1 階資産経営課施設係控室
- (3) 入札書に記入する入札金額は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者である るかを問わず、配布した資料を基に積算した年額(消費税及び地方消費税の課税業者は、同税分を含んだ額)に110分の100を乗じて、1円未満を切り捨てた金額を記載すること。

また、入札金額は月別計算書の太枠計に110分の100を乗じて、1円未満を切り捨てた金額と等しくなるように記載すること。

- (4) 各々の例を参考にして、入札書、入札書別紙及び月別計算書を作成すること。
- (5) 発電費用等の変動に伴う料金単価の変更(以下「燃料費等調整」という。)及び「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に基づく「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金」は入札金額の算定に含まないこと。
- (6) 燃料費等調整ついては、需要場所が電力供給区域に含まれる一般送配電事業者の適用する 燃料費等調整とし、燃料費等調整単価は燃料価格調整項(従来の燃料費調整単価に相当す る部分)と市場価格調整項(市場価格による調整)を含むものとする。
- (7) 入札執行回数は2回を限度とし、1回目の入札で落札者が決定しない場合には、引き続き 2回目の入札を実施する。
- (8) 入札書、入札書別紙及び月別計算書は入札の回数別に分け、封書に入れ、その封皮に氏名 (法人の場合はその名称又は商号)、「1月31日開札(入札)[静岡県東部地区総合庁舎 電気の入札書在中]」及び入札の回数を記入しなければならない。詳しくは入札書封緘 方法を参考とすること。
- (9) 1回目の入札で落札者が決定しない場合に、2回目の入札を辞退する者は、入札辞退届を 提出すること。郵送で入札書類を提出する者は、2回目の入札用の封書内に入札辞退届を 封入すること。詳しくは入札書封緘方法を参考とすること。
- (10) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。
- (11)入札者又はその代理人は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (12)入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に 執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中 止することがある。
- (13) 入札書の受領期限

持参の場合 開札の日時

郵送の場合 令和7年1月30日(木)午後5時まで(簡易書留に限る。) 別途配布する「物品の購入及び製造請負に係る競争契約入札心得書」 (以下「物品心得書」という。)第6条第3項の規定は適用しない。

電送による入札は認めない。

#### 11 開札

開札は入札の終了後、直ちに当該場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない 県職員を立ち会わせて行う。

### 12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書

- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (7) 同一事項の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (8) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

#### 13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格となる有効な入札をした者を落札者とする。(ただし、契約は落札額を構成する単価で行う。)
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、 入札執行事務に関係ない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとす る。

#### 14 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

15 入札保証金及び契約保証金

免除

## 16 契約書作成

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。
- (2) 落札者が需給開始日以前に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- (3) 本契約について、契約の内容を記録した電磁的記録により締結することを希望する場合、以下に定める事項による書類を提出するものとする。

### ア 提出書類

電子契約同意書兼メールアドレス確認書(別記様式2)

イ 提出期限

落札の通知を受けた日から起算して7日以内とする。ただし、契約担当者がやむを えない理由があると認める場合はこの限りではない。

ウ場所

上記3

エ 提出方法

持参、郵送又は電子メール (shisankeiei@pref.shizuoka.lg.jp) にて提出すること。

#### 17 異議の申立て

入札した者は、入札後、入札説明書、設計書、仕様書、契約書式等についての不明を理由 として異議を申し立てることはできない。

18 支払方法

毎月支払いを行う。

## 19 資格審査に関する事項

資格審査に関する照会は、上記3に同じとする。

## 20 その他

- (1) この入札による契約は、当該調達に係る令和7年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。なお、契約締結日は令和7年4月1日とする。
- (2) 入札参加者は、契約書式及び仕様書を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (3) 契約書式、仕様書は、上記3で配布するものとする。
- (4) 入札説明書及び入札公告と物品心得書の規定が異なる場合は、入札説明書及び入札公告の規定による。
- (5) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) その他詳細不明の点については、静岡県経営管理部資産経営課(電話番号054-221-2533) に照会すること。

## 総合庁舎別電力消費計画一覧表 別紙1 (下田、熱海、東部及び富士総合庁舎)

※予定最大電力は過去の各月の最大電力から算定している。また、予定電力量は過去の電力消費実績の平均に基づき算定している。

備考

予定電力量

15,600 kWh

17,000 kWh

280.500 kWh

	月	予定 力率	予定 最大電力	予定電力量	備考		
	4月	100%	209 kW	41,800 kWh			
	5月	100%	175 kW	40,200 kWh			
	6月	100%	211 kW	51,600 kWh			
下	7月	100%	223 kW	74,800 kWh			
	8月	100%	230 kW	93,900 kWh			
田総	9月	100%	221 kW	93,900 kWh			
合庁	10月	100%	214 kW	56,200 kWh			
舎	11月	100%	206 kW	49,400 kWh			
	12月	100%	211 kW	76,000 kWh			
	1月	100%	223 kW	76,100 kWh			
	2月	100%	209 kW	89,700 kWh		夏季	262,600
	3月	100%	211 kW	80,900 kWh		その他	561,900
	計			824,500 kWh		合計	824,500

		6月	100%	69 kW	18,600 kWh
熱海総合	7月	100%	111 kW	21,800 kWh	
	熱	8月	100%	110 kW	34,600 kWh
		9月	100%	112 kW	33,400 kWh
	合庁	10月	100%	100 kW	28,600 kWh
	<b>厅</b>	11月	100%	62 kW	18,300 kWh
		12月	100%	70 kW	18,300 kWh
		1月	100%	87 kW	21,700 kWh
		2月	100%	92 kW	23,800 kWh
		3月	100%	91 kW	28,800 kWh

予定 最大電力

93 kW

65 kW

予定

力率 100%

100%

89,800 190,700 280,500

> 186,000 392,500 578,500

夏季

その他

	月	予定 力率	予定 最大電力	予定電力量	備考		
	4月	100%	226 kW	71,600 kWh			
	5月	100%	216 kW	70,900 kWh			
	6月	100%	492 kW	83,700 kWh			
	7月	100%	545 kW	131,600 kWh			
東部総	8月	100%	557 kW	148,200 kWh			
	9月	100%	509 kW	114,500 kWh			
合庁	10月	100%	430 kW	75,800 kWh			
舎	11月	100%	230 kW	71,200 kWh			
	12月	100%	540 kW	100,400 kWh			
	1月	100%	562 kW	116,300 kWh			
	2月	100%	545 kW	106,500 kWh		夏季	394,300
	3月	100%	458 kW	91,300 kWh		その他	787,700
		計		1,182,000 kWh		合計	1,182,000

	月	予定 力率	予定 最大電力	予定電力量	備考	
	4月	100%	175 kW	31,500 kWh		
	5月	100%	133 kW	33,800 kWh		
	6月	100%	245 kW	38,200 kWh		
	7月	100%	292 kW	50,200 kWh		
富士	8月	100%	293 kW	66,200 kWh		
総	9月	100%	285 kW	69,600 kWh		
総合庁	10月	100%	263 kW	50,700 kWh		
舎	11月	100%	124 kW	36,100 kWh		
	12月	100%	205 kW	40,000 kWh		
	1月	100%	224 kW	47,700 kWh		
	2月	100%	233 kW	56,800 kWh		夏季
	3月	100%	229 kW	57,700 kWh		その他
		計		578,500 kWh		合計

4庁舎合計 2,865,500 kWh

※本契約は4/1~3/31の契約期間であるが、年間使用電力量の推移に大きな変動がなく、表中の月は電力量計算期間の初日の属する月とする。

下田

庁舎			最大	使用電力	(kW)	
舎	年度	R2	R3	R4	R5	R6
	4月	146	170	139	168	209
	5月	146	156	146	144	175
	6月	221	199	211	202	206
	7月	214	204	204	214	223
下	8月	226	223	223	223	230
下田総合庁舎	9月	223	221	216	216	214
合	10月	226	187	175	214	
舎	11月	199	206	197	166	
	12月	211	209	211	204	
	1月	206	214	223	214	
	2月	211	209	206	209	
	3月	211	211	209	209	

庁			使月	用電力量(kV	Vh)	
庁舎	年度	R2	R3	R4	R5	R6
	4月	25,442	54,058	23,618	47,580	57,931
	5月	39,180	39,953	41,424	38,957	42,048
	6月	55,889	51,826	51,626	51,242	50,112
	7月	72,989	74,230	79,121	70,786	118,622
_	8月	82,747	93,595	90,209	97,886	99,890
下田:	9月	95,076	90,331	90,235	100,867	89,141
総合庁舎	10月	51,583	49,954	51,574	66,922	
卢	11月	51,031	52,411	49,138	46,560	
普	12月	71,590	77,138	76,027	74,686	
	1月	72,482	73,397	76,582	78,139	
	2月	86,633	92,230	86,378	90,358	
	3月	72,422	105,228	66,902	70,570	
	合計	777,064	854,351	782,834	834,553	457,744

熱海

庁			最大	使用電力	(kW)	
庁舎	年度	R2	R3	R4	R5	R6
	4月	48	68	54	73	93
	5月	49	50	54	52	65
	6月	48	51	55	58	69
	7月	82	91	92	90	111
熱	8月	86	97	93	89	110
海総	9月	91	95	95	89	112
熱海総合庁舎	10月	89	90	93	100	
舎	11月	56	57	62	56	
	12月	68	70	65	70	
	1月	68	73	75	87	
	2月	67	77	79	92	
	3月	68	81	81	91	

庁			使用	電力量(k	Wh)	
庁舎	年度	R2	R3	R4	R5	R6
	4月	2,781	22,015	3,007	21,773	21,832
	5月	16,995	16,872	17,644	16,338	15,650
	6月	17,965	18,652	19,352	17,591	17,610
	7月	22,192	21,388	22,998	20,928	45,473
執	8月	27,952	42,462	33,343	27,860	34,261
熱海	9月	30,496	38,292	32,891	28,783	28,072
総合庁	10月	25,987	31,560	28,836	25,360	
片	11月	18,490	20,332	17,950	16,585	
舎	12月	18,134	19,036	17,774	17,905	
	1月	20,425	22,057	22,255	20,521	
	2月	22,632	25,127	24,146	21,906	
	3月	19,944	43,183	22,075	20,854	
	合計	243,993	320,976	262,271	256,404	162,898

東部

庁			最大	使用電力	(kW)	
舎	年度	R2	R3	R4	R5	R6
	4月	214	209	226	209	209
	5月	194	202	216	211	216
	6月	403	451	492	478	413
	7月	458	502	502	538	545
東	8月	552	528	526	557	535
東部総合庁舎	9月	485	442	490	494	509
合定	10月	204	233	230	430	
舎	11月	209	230	223	204	
	12月	552	540	521	470	
	1月	559	562	538	497	
	2月	490	545	511	509	
	3月	434	434	396	458	

庁舎			使用電力量(kWh)							
舎	年度	R2	R3	R4	R5	R6				
	4月	71,479	72,430	72,492	69,590	68,918				
	5月	67,310	69,422	72,298	70,769	69,576				
	6月	87,715	79,493	86,513	85,032	80,875				
	7月	85,651	130,826	136,942	126,790	131,527				
東	8月	136,030	142,428	159,559	142,378	139,546				
部	9月	103,891	103,102	121,421	118,846	113,117				
総合	10月	73,766	75,924	75,322	76,049					
部総合庁舎	11月	70,140	71,878	72,989	68,573					
舎	12月	102,636	98,614	109,202	93,250					
	1月	122,885	128,582	121,294	98,774					
	2月	99,175	120,103	104,825	94,526					
	3月	89,201	95,645	87,871	90,302					
	合計	1,109,879	1,188,447	1,220,728	1,134,879	603,559				

富士

庁			最大	使用電力	(kW)	
庁舎	年度	R2	R3	R4	R5	R6
	4月	145	175	137	161	175
	5月	163	128	124	107	133
	6月	201	210	164	210	245
	7月	210	215	232	269	292
富	8月	212	230	235	284	293
土総	9月	217	228	231	285	267
富士総合庁舎	10月	206	220	228	263	
舎	11月	121	121	115	124	
	12月	130	205	146	188	
	1月	209	224	217	202	
	2月	208	233	220	208	
	3月	191	229	212	190	
※富:	士総合庁舎	では平成3	0年10月より	リ入居団体	が増えた。	

	 プルサポカ	 	 	

庁舎		使用電力量(kWh)							
	年度	R2	R3	R4	R5	R6			
富士総合庁舎	4月	15,392	40,942	14,943	38,514	42,063			
	5月	36,714	35,119	33,874	32,210	30,773			
	6月	44,611	39,525	38,018	36,901	40,244			
	7月	43,058	43,403	48,812	58,118	104,442			
	8月	50,081	61,103	66,576	70,663	72,861			
	9月	63,635	66,740	67,863	73,961	62,300			
	10月	40,905	42,978	47,514	61,450				
	11月	38,152	37,345	35,425	35,311				
	12月	37,061	42,283	36,520	40,918				
	1月	48,254	51,773	47,792	43,342				
	2月	56,095	66,490	54,193	49,703				
	3月	47,858	81,005	46,531	45,350				
	合計	521,816	608,706	538,061	586,441	352,683			

## 別紙3

# 総合庁舎別概要一覧表(静岡県下田、熱海、東部及び富士総合庁舎)

			下田	熱海	東部	富士	
概要	1	庁舎名称	下田総合庁舎	熱海総合庁舎	東部総合庁舎	富士総合庁舎	
	2	財産管理者	下田財務事務所長	熱海財務事務所長	沼津財務事務所長	富士財務事務所長	
	3	需要場所	静岡県下田市中531番1	静岡県熱海市水口町13番15号	静岡県沼津市高島本町1番3号	静岡県富士市本市場441番1	
	4	庁舎事務窓口	下田財務事務所管理課	熱海財務事務所管理課	沼津財務事務所総務課	富士財務事務所管理課	
	5	電話	0558-24-2012	0557-82-9056	055-920-2013	0545-65-2297	
	5	業種及び用途	官公署(事務所)	官公署(事務所)	官公署(事務所)	官公署(事務所)	
仕様	1	受電電気方式	交流3相3線式	交流3相3線式	交流3相3線式	交流3相3線式	
	2	受電電圧(標準電圧)	6, 000ボルト	6, 000ボルト	6, 000ボルト	6, 000ボルト	
	3	計量電圧(標準電圧)	6, 000ボルト	6, 000ボルト	6, 000ボルト	6, 000ボルト	
	4	標準周波数	50ヘルツ	50ヘルツ	50ヘルツ	50ヘルツ	
	5	電気方式	1回線受電	1回線受電	1回線受電	1回線受電	
	6	非常用自家発電設備	あり	あり	あり	あり	
	7	予定使用電力量(令和7 年4月1日から令和8年3 月31日までの使用量見 込)	824,500kWh	280,500kWh	1,182,000kWh	578,500kWh	
			230kW	112kW	570kW	293kW	
	8	予定契約電力	ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要 電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか 大きい値とする	ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする		ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力とうち、いずれか大きい値とする	
	10	力率	平均100%を予定	平均100%を予定	平均100%を予定	平均100%を予定	
	11	デマンドメーター	あり	あり	あり	あり	
	12	契約期間の電力消費計 画	別紙1 総合庁舎別電力消費計画一覧表を作成				
	13	需要開始日	令和7年4月1日午前0時	令和7年4月1日午前0時	令和7年4月1日午前0時	令和7年4月1日午前0時	
	14	契約期間	令和7年4月1日午前0時から 令和8年3月31日午後12時まで	令和7年4月1日午前0時から 令和8年3月31日午後12時まで	令和7年4月1日午前0時から 令和8年3月31日午後12時まで	令和7年4月1日午前0時から 令和8年3月31日午後12時まで	
	15	需給地点	東京電力パワーグリッド(株の供給用配電 箱における東京電力(株の母線と庁舎の地 絡遮断装置の電源側接続点	東京電力パワーグリッド㈱の供給用配電 箱内の東京電力㈱の母線と庁舎の地絡遮 断装置(UGS)の電源側接続点	東京電力パワーグリッド㈱の供給用配電 箱内の東京電力㈱の母線と庁舎の断路器 の電源側接続点	富士総合庁舎敷地内の第1号柱上の引込口配線と東京電カパワーグリッド㈱の架空引込線との接続点	
	16	電気工作物の財産分界 点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ	
	17	保安上の責任分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ	
	18	その他特記事項	空調熱源は電気であり、夜間に蓄 熱する方式である。				